

8月1日からは新しい保険証を使用してください

現在使用している国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月中に郵送します。

お手元に新しい保険証が届いたら、有効期限の切れた保険証はご自身で破棄するか、ここに甘楽または役場へ返却してください。
ジエネリックを希望する場合

保険証に同封のジエネリック医薬品希望シールをご活用ください。
新型コロナウイルス感染症の傷病手当について

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いにより労務に服することができない人に傷病手当金を支給する制度があります。

詳しくは、国民健康保険の人は国保係へ、後期高齢者医療の人は群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7171)へお問い合わせください。

国民健康保険被保険者証

- 保険証の色：「紫色」
- 対象者：国民健康保険に加入している人
- 有効期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日(ただし、この期間に75歳を迎える人の期限は誕生日の前日です)
- お願い：職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人またはご家族が国民健康保険の脱退手続きを役場窓口でしてください。

被保険者証と高齢受給者証が1枚になります

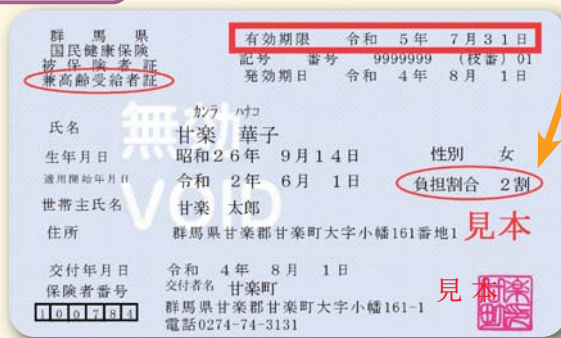
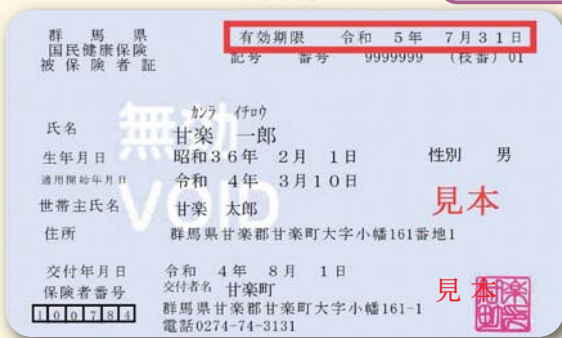
70～74歳の方が医療機関を受診する際、「被保険者証」と負担割合が記載された「高齢受給者証」の2枚が必要でしたが、8月1日からは「群馬県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」になります。

自己負担割合は同証に記載され、1枚で受診できるようになり、利便性が向上します。

色は「紫色」です

70歳未満の人

70歳から74歳の人



後期高齢者医療被保険者証



- 保険証の色：「水色」
- 対象者：75歳以上の人と65歳以上で一定の障害のある人
- 有効期間：令和4年8月1日～令和4年9月30日
→令和4年10月1日からの保険証は9月発送予定

新しい保険証の有効期間

令和4年10月1日から窓口負担割合が見直されるため、新しい保険証の有効期間は令和4年9月30日までです。

有効期間が10月1日からの保険証は負担割合を再計算し、9月中に改めて発送します。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の皆さんへ

健康課国保係 ☎ (67) 5172

医療費が高額になる場合は

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

「限度額適用認定証」を提示すると、病院での支払いが自己負担限度までとなります。

下表に該当する人で交付を希望する場合は、国保係へ申請してください。なお、「一般(課税)世帯」および「現役並み所得Ⅲ」で70歳から74歳の人(下表の対象者でない人)は、「被保険者証兼高齢受給者証」を提示することで同様の取り扱いがされます。

国民健康保険で現在交付を受けている人も7月31日が有効期限です。引き続き交付を受けるためには更新手続きが必要となり、証の発効期日は申請月の初日となります。

●申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類



後期高齢者医療保険料(令和4・5年度)

健康課国保係 ☎ (67) 5172

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直されます。令和4・5年度の保険料率が改定されましたのでお知らせします。

<<対象者>>	国民健康保険で70歳未満の人 ※1	国民健康保険で70～74歳の人	後期高齢者医療の人75歳以上の人(早期加入の人を含む)
限度額適用認定証	住民税課税世帯の人	現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人 ※2	
限度額適用・標準負担額減額認定証	国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人		住民税非課税世帯の人

※1 70歳未満の人は国保税を完納している世帯の人

※2 現役並み所得Ⅰは課税所得145万円以上380万円未満、現役並み所得Ⅱは課税所得380万円以上690万円未満の人

▶保険料率と賦課限度額

		令和2・3年度	令和4・5年度
保険料率	均等割額	43,600円	45,700円
	所得割額	8.60%	8.89%
賦課限度額		64万円	66万円

▶保険料の計算方法

$$\text{所得割額(総所得金額-基礎控除43万円)} \times 8.89\% + \text{均等割額(45,700円)} = \text{年間保険料}$$

※均等割額の軽減に該当する人は軽減額を引いた額

【計算例】1人世帯で年金収入のみの場合の保険料(100円未満切り捨て)

年金収入	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料
78万円	13,710円(7割軽減)	+	0円	=	13,700円
186万円	22,850円(5割軽減)	+	29,337円	=	52,100円
220万円	36,560円(2割軽減)	+	59,563円	=	96,100円
240万円	45,700円(軽減なし)	+	77,343円	=	123,000円

福祉医療費受給資格者証の更新について

健康課保係 ☎(67)5172

母子・父子家庭など受給資格者証をお持ちの人へ

現在お持ちの受給資格者証の有効期限が7月31日でとなりますので、更新手続きをしてください。

令和3年分の所得状況を確認し、所得税が非課税の場合は引き続き受給資格者証を交付しますので、改めて申請してください。所得税が課税になった人は交付されなくなります。

なお、令和3年分の所得申告をしていない場合は交付対象となりません。申告の済んでいない人は、至急申告してください。

現在交付を受けていない人

18歳未満の子のいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の子に該当して交付を受けていない人は、国保係へ申請してください。令和3年分の所得税が非課税の場合は、受給資格者証を交付します。

重度心身障害者・高齢重度心身障害者受給資格者証をお持ちの人へ

重度心身障害者および高齢重度心身障害者の受給資格者証をお持ちの人は、有効期限が令和5年7月31日のため更新手続きは不要です。

現在交付を受けていない人

身体障害者手帳1、2級・療育手帳判定A・障害者年金1級・特別児童扶養手当1級に該当して交付を受けていない人は、国保係へ申請してください。

申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類
- ※高齢重度心身障害者は、障害の程度が分かる書類(手帳など)も提出ください。



令和4年度 がん検診など集団検診のご案内

下記のとおり集団検診を実施します。詳しい内容や申し込みは保健係へお問い合わせください。

実施日	会場	受付時間	対象地区	結核がん	大腸がん	胃バリウム	前立腺がん	肝炎検査	後期高齢者健診	国保特定健診	にこにこ健診
7月31日(日)	にこにこ甘楽	8:30~10:00	全地区	—	—	—	●	—	—	—	—
8月10日(水)	甘楽町文化会館	7:30~10:00	1区・3区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月12日(金)			4区・5区・17区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月19日(金)			2区・28区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月21日(日)			19区・小幡地区・秋畑地区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月22日(月)	秋畑地域交流センター	7:30~10:00	9区・10区・11区・12区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月23日(火)	甘楽町文化会館		20-1区・25区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月24日(水)			6区・7区	●	●	●	●	●	●	●	●
8月28日(日)			26区・新屋地区	●	●	●	●	●	●	●	●
9月11日(日)		18区・20-2区・福島地区	●	●	●	●	●	●	●	●	
11月9日(水)	甘楽町文化会館	8:30~10:30	21区・23区・24区・27区	●	●	●	●	●	●	●	
11月21日(月)		15区・22区	●	●	●	●	●	●	●	●	

※「にこにこ健診」は、昭和58年4月2日から平成15年4月1日生まれの人が1,000円で受けられる健康診断です。

※マスクをしてお出かけください。本人またはご家族に発熱や風邪症状がある場合は受診をお控えください。

※●のついている検診を実施します。

■ お問い合わせ 健康課保係 ☎67-5159

国民年金保険料の免除・納付猶予制度のお知らせ

■ 住民課 住民係 ☎ (64) 8314

国民年金保険料の納付が困難なときは

免除・猶予の申請手続きを

保険料の全部 または一部を免除

国民年金は、経済的な理由で納付が困難な場合に申請して承認されると保険料の納付が免除になる制度があります。

未納のままにすると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

なお、免除・猶予された期間はさかのぼって10年まで納めることができ、将来の年金額を増やすことができます。

令和4年度分は 7月から受付が始まります

令和4年度の申請期間は、7月から令和5年6月までです。前年度、全額免除および納付猶予と

なっている人については、翌年度以降も継続審査されますが、失業などによる特例申請、4分の1免除・半額免除・4分の3免除となっている人は継続免除が適用されないため毎年申請が必要です。

手続きに必要なもの

- ・ マイナンバーの分かるもの
- ・ 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し(失業による申請の場合)

■ 問い合わせ

高崎年金事務所
☎ 027(322)4299

■ 一般免除・猶予制度の種類と対象者

種類	一般免除				納付猶予
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
月額 の 保険料	—	4,150円	8,300円	12,440円	—
対象者	第1号被保険者(任意加入被保険者・学生は対象外)				50歳未満の第1号被保険者
審査基準	申請者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得				申請者・配偶者の前年所得
受けられる 期間	7月から6月まで(納付期限日から2年を経過していない期間)				
継続申請	可 (特例認定を除く)	不可	不可	不可	可 (特例認定を除く)
将来受け 取る 年金額	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7	—

産前産後期間の保険料も免除になります

第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産した人は、出産予定日または出産日が属する前月から4カ月間(単胎の場合)の保険料が免除され、保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに前納している場合でも全額還付となります。出産予定日の6カ月前から届け出できますので申請してください。



家族にも 感謝の気持ちを 忘れずに
全員が 笑顔で過ごす 家庭の日

(新屋小5年 中山梓杏)
(新屋小6年 黒澤友稀)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が令和3年度に募集した「家庭の日」標語の優秀賞作品です。(学年は3年度・敬称略)

毎月
第1日曜日
家庭の日